

第5回島田市自治基本条例制定委員会 会議要録

【日時】

平成29年8月17日（木）9:00～11:10

【場所】

島田市役所 4階 第3委員会室北

【出席者】

制定委員：染谷市長、牛尾副市長、萬屋副市長、濱田教育長、鈴木市長戦略部長、眞部危機管理部長、杉村地域生活部長、横田川健康福祉部長、孕石こども未来部長、北川産業観光部長、大村都市基盤部長、北川行政経営部長、畑教育部長、今村病院事務部長

鈴木議会事務局長は欠席

事務局：地域づくり課 小澤課長、藪崎補佐、友野主査

【内容】

1 開会

2 地域づくり課長あいさつ

3 協議

（1）条文の字句の修正について

法規担当部署（経営管理課）との協議で条文の字句に修正があった箇所について事務局から説明した。制定委員から意見はなく、提案のとおり承認された。

（2）逐条解説について

庁内各課の意見を踏まえ作成した逐条解説（素案）について、章ごとに説明内容を協議した。

○制定委員からの意見

はじめに

A委員：「はじめに」はどういう扱いか。逐条解説だけに付くのか。

事務局：逐条解説だけに付くものである。

B委員：「時間づくり」はどう読ませるのか。

- 事務局：「ときづくり」と読ませる部分にはルビをふる。
- C委員：「対話を重ね、それまでの意見とは別のより発展的な解決策を模索する」という表現について、「それまでの意見とは別の」とあると全く別の意見を模索するような印象を受けるので、誤解を招いたり、内容を固定的に捉えたりしてしまうのでは。
- D委員：「対話を重ね、より発展的な解決策を模索する」でよいのではないか。
- 事務局：そのように修正する。
- E委員：「まちづくりの計画段階から参加する」の「参加」は「参画」の意味合いで使っているのか。
- 事務局：「参画」の意味合いで使っているので、そのように修正する。
- F委員：一般的に「はじめに」という部分は、誰かから読者に対するメッセージを伝える際に使われると思うので、市長名なり制定委員会名なりが文章の最後に入るのでは。
- D委員：「はじめに」でよいのか検討が必要。「これまでの経過」と表現することも考えられるのでは。
- G委員：逐条解説を作成する目的は、これまでの議論の中で論点となってきたところを説明することで条文をよく理解してもらうことだと思う。あと、なぜ自治基本条例が必要かということ。文中に「改めて自治基本条例の必要性が確認され」とあるが、その前の段落は協働についての説明に割かれ、あまり必要性について説明がされていない。
- H委員：小論文の構成だと「はじめに」があると「おわりに」がある。ここには経過が書かれているだけなので、内容に沿ったタイトルにしたらどうか。
- I委員：こういう経過で制定します、という説明がまずあって、その後に各条文の説明に入っていくとなればよいのでは。
- J委員：なぜ逐条解説を作成するかという説明がほしいのでは。経緯を簡単に書いて、その後に“こういう理由で逐条解説を作ります”という説明にすればよいと思う。
- D委員：自由民主党が作成したパンフレットには、細かい点も含めて自治基本条例の問題点が提起されている。議会からは、こういう趣旨で質問、意見があると思うので、それに対する答えが書かれている必要があると思う。自治基本条例の必要性を書くのか、経過と必要性の2つに分けて書く必要があるのか、それについてどう考えるか。
- 事務局：経過とは別に条例の必要性について記載する。明日の議会との意見交換会に当たって、今からでは修正が間に合わないので、「はじめに」の部分の抜いておくか、修正があると断った上で原文のままですか、どちらにしたらよいか。
- D委員：「はじめに」は抜いておいた方がよい。

H委員：構成上「はじめに」を入れるという検討をしたのか。

事務局：経過がどこにも記載されていない。市民会議での検討経過などを記載する必要があると考え、このような構成とした。他市の事例でも概ね同じである。

H委員：最初から詳細に説明をする方法のほかに、手持の資料としておいて議案の提案説明などで説明する方法もある。どのような方法がよいか再度事務局で検討してほしい。

I委員：入口の議論で止まってしまうようでは本当に「はじめに」がよいのか検討しなくてはならない。経過は記載する必要があるので、制定の意思を協調するのではなく簡略な記述にして、内容に入っていくようにしてはどうか。

D委員：議員からは内容ではなく題名がよくないという意見がある。

事務局：「はじめに」は条例の内容説明とは直接関係のない箇所なので、パブリックコメントでは除いたかたちで公表する。本日いただいた意見を基に事務局で再検討し、第6回の制定委員会に提案することとしたい。

前文

事務局：「ときづくり」と読ませる部分にはルビをふり、「それまでの意見とは別の」を削除する。

第1章

B委員：第2条の市民等の範囲について確認したい。例えば、ツイッターなどSNSを利用してまちづくりに参加する人たちも対象となるのか。以前、震災がれきの受入の際に、ツイッターを利用して市外の人も含めて多くの人が市役所前に集まったことがあった。そういう人たちにもまちづくりに関する権利があるとなるとナイーヴな問題で、特定の団体の主張や色んな意見が出てくるということ。自由民主党は危惧しているのかなど。そういうことも想定しているか。

事務局：拒絶はできないと考える。負の部分だけを見ると条例はいらない、ということになるが、条例があってもなくても主張する人は主張すると思う。

G委員：想定の有無ではなく条例に定義を明示しており、実際に意見をそのとおりに聞くかは別として、そのような質問に対しては、条例で記述しているとおりにはっきり明言すべきだと思う。

H委員：SNSを使って全国の自治体に関与するような人たちは、情報を発信するかもしれないが、島田市のまちづくりに関与するとは思えないので、市民等に含まれないように扱えたらと思う。

事務局：「協働」「まちづくり」とそれぞれ定義がされている。その中で「まちづくり」は、誰もが住みよい島田市の実現を目指して行われる活動と定めており、そういう人たちが行う活動がまちづくりに該当するかは別の問題だと考える。反社

会的なものは当然受け入れられないが、よかれと思って活動している場合には意見を聞かざるをえないものと思っている。

K委員：市民の定義の解説中、住所の説明で「原則として」とあるが、曖昧なので使わないほうがよいのでは。

事務局：住民基本台帳に登録されているところが住所だと考えるが、最高裁の判例では住民基本台帳の登録の有無ではなく、生活の実態によって判断するものと解釈が判示されている。その点を踏まえ「原則として」とした。

D委員：その下のアンダーラインの部分で住民投票の権利の説明があるが、分かりにくい。

事務局：「原則として」を削って、アンダーライン部分の住民投票の権利の説明を削るということでよいか。

C委員：最高裁判所の判例が出ているのに、削ってしまっても大丈夫か。事務局から説明があったように、住民基本台帳だけでなく生活の実態によって判断されるものですと説明を加えた方がよいのでは。

事務局：当初の案では、判例を引用して住所の補足説明をしていたが、分かりにくいと考えやめた経緯がある。

L委員：昨年、議会の一般質問で、難民も市民になるので住民投票ができるのではないかと質問があり、難民は市民に該当するが住民投票の資格要件は別だと答弁している。

事務局：その点を明らかにするため、第15条の住民投票の解説では、選挙権を有する者として日本国籍を有する者と記述している。

H委員：逐条解説は最高裁の判例など事実に沿って間違っただけを書かず、オーソライズされたことから逸脱しないで、その結果難しい表現になってしまっても仕方がないと思う。それで逐条解説の役割は達せられると思う。

事務局：「原則として」を残し、判例を踏まえた解説をいれるということでよいか。

D委員：そうすると、学生が島田市に住民票を残して市外に居住しているような場合、島田市でも市民として扱われ、居住地でも市民として扱われるということになってしまう。

事務局：条例制定の目的は協働の推進であって、遠隔地に住んでいて島田市のまちづくりに関与できるのか、それよりも住民登録はしていないが実際に島田市に住んでいて協働のまちづくりに取り組んでくれる人を増やしていくということが趣旨ではないかと考えている。

第2章

D委員：第4号の説明中、1ページで「それまでの意見とは別の」を削ったが、ここでは「それまでの考え方とは異なる新しい考え方」という似たような記述がある。

この部分はどうするのか、解説だからそのままとするのか。

K委員：似たような説明がアウフヘーベンの解説中に「そのものとしては否定しながら」とある。

I委員：最後のあたりに「新しい発展的な解決策」とある。これもセットで検討しないと、1ページの記述と整合がとれない。

B委員：逐条解説なので、島田市の解釈でよいのでは。

事務局：アウフヘーベンについては市民会議から出てきた言葉なので、事務局としては残したいと考えている。解釈については、辞書に書かれているように記載するものだと思う。

B委員：それ以外の部分は、島田市の解釈を書いていくということ。

C委員：日本語訳も馴染みがない。会議では使われていたのだろうが、市民にとっては馴染みがない言葉だと思う。

D委員：「対話により、高い段階でお互いの意見を生かすこと」という意味ではないか。アウフヘーベンを載せるのであれば、説明内容を検討してほしい。

第3章

I委員：6ページの「議員及び市職員も市民等の一人として」に議員が含まれるのは特別な事情があるのか。当然議員も市民等に含まれるのは分かるが、議員という言葉が市民等の定義とまぜこぜになっている印象がある。

事務局：議員が市民の一人としてまちづくりに参加する場合に、発言は一市民としてではなく、議員としての発言と捉えられてしまうことがあるようで、議員も一市民としてまちづくりに参加しますということを明らかにしようとするものである。

G委員：それは、議員又は市職員は、それぞれの立場と責務でまちづくりに参加するし、それ以外に一市民としても参加することができるという趣旨でよいか。

事務局：そのとおり。

第4章

D委員：自治基本条例と議会基本条例との関係の説明については、「議会及び議員の活動については島田市議会基本条例の規定と整合性が図られています」でよいのでは。

事務局：そのように修正する。

第5章

I委員：第8条第1項の「市長」を「市長等」にしなかった理由は。

事務局：市政の現状と将来像を市民等に示すのは、首長の役割と考え「市長」とした。

K委員：第8条第2項は「努めるものとする」で第4項は「努めなければならない」とあるが、説明ではいずれも努力義務規定となっている。

事務局：「ものとする」と「しなければならない」はいずれも対象に義務付けをする場合に用いられ、「しなければならない」の方が拘束力が強いといった違いがあるが、これらに「努める」が付くと努力義務規定と呼ばれるものである。

I委員：第9条の条文では「市の職員」だが説明では「市職員」なので、表現を合わせなくてもよいか。

事務局：条文に合わせて説明を「市の職員」に修正する。他のページも同様に修正する。

第6章

M委員：第11条の解説中、議会については傍聴やインターネット配信など具体的に書いてあり、市長等の説明と比べると詳細でバランスがとれていない。

H委員：「インターネットでの実況配信」とあるが、保存された動画を放送している場合もあり、それらを含めて実況ということによいか。

事務局：「実況」は削る。

D委員：この部分の説明は、事務局で再度検討すること。

第7章

D委員：第7章の章名と第13条の見出しは「市民参画」だが条文では「市民等が参加できるよう」となっている。

G委員：企画立案段階から実行段階まで広く捉えた場合は「参画」を用いて、個々の行為については「参加」を用いるということで議論した経緯があったと思う。

G委員：第15条第2項の「選挙権を有する者」の説明が不十分。選挙権を有するのは日本国籍を有し、法令に基づく選挙年齢に達した島田市の住民ということではないのか。

事務局：そのように修正する。

第8章

I委員：第8章の章名の「公益的活動等」の「等」は、なぜ入れたのか。

事務局：「公益的活動」だけではなく、第17条（命を守るまちづくり）や第18条（多様性を認めるまちづくり）の趣旨が公益的活動だけでは表現できないため、「公益的活動等」とした。

第9章

意見なし

第10章

A委員：第29条の説明中、協働のまちづくりに関する計画とは、具体的にどのような計画か。まちづくりに関する計画となると、様々な計画がある。

E委員：男女共同参画推進委員会が進捗管理している行動計画と「人材育成」や「情報発信」など重なる部分があるが、協働のまちづくり推進委員会との役割分担はどのようなのか。

A委員：子ども・子育て支援事業計画にも人材育成が入っている。子ども・子育て会議で審議して、なおかつ協働のまちづくり推進委員会にかけなくてはならないのか。

D委員：まちづくりに関する全ての計画を対象とするということなら大変なことになる。

事務局：協働のまちづくりに関する計画とは、協働に関する基本的な考え方や指針を示す新たな計画を想定していた。この部分の説明は削除する。議会等で所掌事務について質問があった場合には、先ほど述べたような趣旨で答弁させていただきたい。

D委員：「協働のまちづくりの推進に関する事項」は、協働のまちづくりの基本的な考え方や方向性について調査、審議するということでよいか。

事務局：そのとおり。

附則

D委員：他市の周知期間は1年程度か。

事務局：公布後に即施行するところもあり、ばらばら。

D委員：1年の周知期間は長いと思う。周知について市民会議で協議されたか。

事務局：周知が大切であることは協議されたが、具体的な期間については検討されていないため、事務局がこのぐらいの期間が必要であろうと考えた。

指摘のあった箇所の修正を踏まえ、逐条解説について承認された。

4 その他

8月18日に開催される議員との意見交換会で出席議員から出された意見については、パブリック・コメントの意見と同様に扱うものとするのが了承された。

5 閉会